

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第30回）議事概要

1 日時

平成30年5月31日（木）午前10時00分から午後零時30分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，大場亮太郎，神山啓史，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），永井敏雄，梶井成夫

（オブザーバー）

大野勝則（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

今崎幸彦事務総長，安東章刑事局長

4 進行

(1) 大場委員及び神山委員並びに安東刑事局長あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった大場委員及び神山委員並びに安東刑事局長から，あいさつがあった。

(2) 裁判員裁判の実施状況等について

安東刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成30年3月末までの裁判員裁判の実施状況についての説明が，資料3に基づき，平成29年度の裁判員等経験者のアンケート結果についての説明が，資料4に基づき，平成29年度の裁判員制度の運用に関する意識調査の結果についての説明がそれぞれあった。

（神山委員）

裁判員候補者の辞退率が上昇しているとのことであるが，裁判員裁判の量刑検索システムのうち，例えば，殺人罪の量刑グラフなど，代表的な犯罪類型の

量刑グラフについては、国民が自由にアクセスできるようにしてはどうか。これにより、多くの裁判員裁判で問題となる量刑について国民の関心を高めることができるのではないか。また、刑事法の研究者に対して量刑検索システムの量刑データを開示すれば、量刑に関する研究を進めてもらうことができるので、刑事裁判そのものをよくすることができるのではないか。

(安東刑事局長)

量刑検索システムは、個別の事案における量刑評議や量刑に関する主張立証において利用することを目的として作成されたものであって、システム利用は、利用の時点で裁判員裁判対象事件を受任している検察官及び弁護人に限られており、一般人が利用することは想定していない。なお、量刑に関する司法統計は、別途公表している。

(酒巻委員)

神山委員の提案について、その趣旨は理解したが、果たして辞退率の改善につながると言えるか疑問がある。

(永井委員)

量刑検索システムに自由にアクセスできるようにしても、アクセスしようとする者はもともと裁判員裁判に関心があると思われる。むしろ、国民一般に対する広報が大切であり、現在各庁で行っている出前講義等の広報活動を地道に行っていくことが重要ではないか。

(3) 裁判員等選任手続における運用上の工夫について

安東刑事局長から、資料5及び6に基づき、裁判員等選任手続における運用上の工夫について、次のとおりの説明があった。

- 前回の有識者懇談会では、呼出状の再送達及び事前質問票の返送依頼について報告したが、本年3月、そのほかに考えられる運用上の工夫をとりまとめ、最高裁から全国の裁判所に対してこれを示し、その実施を検討するよう求めた。

- 資料5は、裁判員候補者において勤務先に提出するなどして利用していたことを予定した、勤務先向けの協力依頼書面の書式例である。「裁判員候補者の辞退率上昇・出席率低下の原因分析業務報告書」によると、近年、「事業における重要用務」を理由とする辞退者が増加しており、これが全体の辞退者数を押し上げている傾向が見られるところであり、より多くの国民の参加を得るためには、仕事をしている方の協力を得ることが重要であると考えられる。そこで、呼出状を受け取った裁判員候補者が勤務先に相談しやすい環境を整えるため、各庁において、この書式例を参考に、勤務先向けの協力依頼書面を作成し、呼出状に同封することについて検討を求めた。
- 資料6は、裁判員裁判の評価に関する調査結果や裁判員経験者の声を記載した書面の書式例である。裁判員候補者の不安感を解消し、参加意欲を高めってもらうためには、裁判員候補者に対し、実際に裁判員裁判を経験した方の多くが肯定的な評価をしているという事実や裁判員経験者の声を伝えることが有用であると考えられる。ここに記載されている情報は、既に裁判員候補者に送付するリーフレット等に記載されているが、その重要性に鑑み、よりわかりやすく目にとまりやすい形で提供する必要があると思われる。そこで、各庁において、この書式例を参考に、裁判員裁判の評価に関する調査結果等を記載した書面を呼出状に同封することについて検討を求めた。
- これらのほかにも、①裁判員等選任手続期日に先立って事前質問票によって辞退の申立てをしたが、書面だけでは辞退が認められなかった裁判員候補者に対して、その旨の連絡をして、選任手続期日に出席する必要があることをお知らせする、②職務従事期間が長期に及ぶ事件など、通常よりもかなり早い時期に呼出状の送付を行う事件においては、選任手続期日が近づいてきた時期に、出席を求められている裁判員候補者に対し、選任手続期日を再度お知らせして注意喚起する、といった工夫について検討を求めた。
- なお、その後、各庁の検討状況を確認したところ、多くの庁で、これらの工

夫を実施することになったと聞いている。

(内田委員)

裁判員等経験者の声を呼出状に同封する取組は良いと思う。経験者の声を届けることで、裁判員候補者の不安の解消につながると思う。また、協力依頼書面については、辞退率等の改善に向けた努力の一つであるとは思いますが、派遣社員や臨時雇用者等については、弱い立場にあるので、雇用主に言い出しにくい可能性がある。裁判員等に対しては、その身分や給与を公的に保障する制度を構築することも考えられるのではないかな。

(神山委員)

裁判員をやる気はあるが、なかなか職場に相談しにくい候補者もいると思われるので、そのような場合に相談できる窓口は裁判所にあるのかな。

(安東刑事局長)

特別の窓口を設けているわけではないが、裁判員候補者から裁判所に御連絡いただければ、個々の事案ごとにできる限りの助言をさせていただいている。

(今田委員)

協力依頼書面の記載ぶりは、正規社員を念頭に置いているように見えてしまうので、パート従業員や派遣社員も含まれることがわかるように表現をもう少し工夫することも考えられる。また、各種の調査を行うときも、調査に協力することによってどのような意義・効果があるのかを伝えると、協力が得られやすくなるので、これと同じように、裁判員等経験者の声を記載した書面を送付し、参加することの意義等を伝えるのは良い試みだと思う。資料の配色についても一工夫あれば、より良くなると思う。

(安東刑事局長)

これらの書面はあくまでも書式例として示したもので、各庁で工夫してより良いものができていくのではないかと期待している。これらの工夫は始めたばかりであり、今後も経験者の声を聞くなどして実情に触れながら、より良いも

のを目指してまいりたい。

(椎橋座長)

報告のあった取組は、候補者自身のプレッシャーを軽減するとともに、職場の理解を得やすくするための工夫だと思われる。その取組を行うこと自体に異論はないようなので、今後、その成果を見守ることにしたい。

(4) 裁判員裁判の審理の在り方について

(椎橋座長)

裁判員裁判は、来年5月で10年を迎えようとしているが、その間、裁判員裁判の審理についても、様々な変化が生じていると聞いている。そこで、現場で実務に携わっている検察官及び弁護士から、①裁判員裁判の審理について、核心司法や公判中心主義などの理念を実現すべく、これまでどのような取組をし、その結果、現在のプラクティスの到達点がどのようなものになっているのか、②これまでの裁判員裁判の蓄積をどのように活かしているのかといった事項につき、経験を踏まえて紹介いただいた上で、裁判員裁判の審理の在り方について、有識者から、意見・感想等をいただきたい。

ア 検察官からのプレゼンテーション

東京地方検察庁清野憲一公判部長及び横浜地方検察庁亀卦川健一公判部副部長から、次のとおり説明があった。

(ア) 裁判員裁判の審理の現状について

- 公判前整理手続の長期化が指摘されているところ、証明予定事実記載書面について、検察官として心がけていることが大きく分けて2つある。一つ目は、簡潔なものにすることであり、2つ目は裁判員の理解と共感を得ることである。証明予定事実記載書面で、主張を冗長に書いてしまうと、どうしても弁護士からの類型証拠開示請求の対象となり得る証拠の範囲が広がり、証拠開示を巡って手続がストップしてしまう可能性がある。そのため、まずは簡潔に必要な事項に限って記

載し、弁護人から争点が提示された後に、争点に関する検察官の主張をわかりやすく提示することになっている。裁判員裁判が始まる前は、検察官は、有益な事実であれば何でも立証しようとする傾向があり、過度に細かな審理となって、それが裁判の長期化の原因となっていた。裁判員裁判では、犯人性や故意等の要証事実との関係で関連性の低い事実については、積極的に立証対象から落としていき、わかりやすく筋が見える立証となるよう心掛けている。

また、弁護人にはきっちり予定主張を出してもらう必要があると考えている。例えば、アリバイを主張する予定であるとしながら、その内容は公判での被告人質問を通じて明らかにするという弁護方針の場合、アリバイの内容は公判で初めて出てくることになる。この場合、検察官が反証をするには、さらに裏付け捜査をするなどの所要の手続を取らなければならないため、裁判が途中でストップしてしまうことになる。平成27年5月25日の最高裁決定を参考にしながら、弁護人には、できる限り予定主張を出してもらい、それに対して検察官が必要な反論をするなどして、手続をできるだけ転がしていくことが大切で、膠着状態になることは避ける必要がある。

- 以前は検察官の冒頭陳述は詳細で、裁判所からは、裁判員にとって情報過多であるから、できる限り、ポイントを絞って簡潔な内容にして欲しいと指摘されていた。そこで、冒頭陳述には詳細な事実を記載せずに、誰々の証人尋問では、こういうことに着目してください、というような内容にした方がよいのではないかということで、いわゆる「思わせぶり冒陳」を始めた。最近、ある裁判員裁判で用いた冒頭陳述は、「思わせぶり冒陳」を更に進化させた「スーパー思わせぶり冒陳」ともいうべきもので、冒頭で事件の概要をごく簡潔に説明し、犯行態様の危険性についてはこのようなことに着目してください、被害の程

度の大きさについてはこのようなことに着目してくださいという程度の記載に留めた。この事件では、公訴事実については争いがなく、主たる争点は量刑であり、具体的には、動機についてどのような見方をすべきかについて争いとなっていたので、証拠調べのロードマップを示すために、動機について検察官が考えるポイントだけを記載した。

- 次に、証拠調べとの関係で、わかりやすさの観点からどのような統合捜査報告書を作成しているのかについて、あるコンビニ強盗の事案で用いた統合捜査報告書を例に説明すると、この事件では証拠として防犯カメラの映像があったところ、誰が被告人で、誰が被害者であるか裁判員等がわからない段階で、いきなり防犯カメラの映像を裁判員等に見せてもわかりにくいことから、まずは、写真を示して、被告人の動きや、被害者の位置関係等を説明した上で、防犯カメラの映像を再生するなどの工夫をした。また、実際の実況見分調書にはコンビニの詳細な見取り図が記載されていたが、この事件では傷害の故意の有無が争点であったことから、統合捜査報告書には、コンビニ内の距離や位置関係についても争点の判断に必要な情報のみを厳選して記載した。なお、裁判員にはできる限り刺激証拠を見せるべきではないと考えていることから、被害者の衣服について、刺された付近をイラスト化するとともに、質感もわかるように損傷のない制服の写真も併せて掲載するなどした。
- 論告についても、以前はかなり詳細なものであったが、裁判所からコンパクトなものにして欲しいという要望があったことから、最近では、自白事件では、被告人2名の事案であっても、共通の情状、被告人毎の情状を箇条書きにして、A4で1枚のメモに収めるなどの工夫をしている。

(イ) 裁判員裁判の蓄積を踏まえて

○ 個人的な意見であるが、裁判員裁判は従来の刑事司法を大きく変えるもので、刑事司法全体に良い影響を多く与えており、刑事裁判がわかりやすい審理になっただけでなく、法曹三者が協業していくという面でも大きな役割を果たしている。

○ しかし、真実は何かを発見するという刑事裁判の目的から考えて、若干行き過ぎではないかと思う部分もある。

一つは、刺激証拠について裁判所が制限するケースが増えてきていることである。検察官としても、できる限り裁判員に負担を与えないようにするため、遺体や傷の写真等については必要のないものは請求しないようにしているが、傷の写真等がなければ事実認定が的確に行えない事案があると考えている。例えば、殴った際にできた傷か、それとも転倒した際にできた傷かといったように、傷の解釈を巡って専門家証人の意見が分かれることがまれにある。そのような場合には、裁判員に傷の状況を写真で見てもらわないと、どちらの専門家証人の意見が正しいか判断できないこととなる。また、正当防衛の成否が争われており、例えば、被害者が被告人に対して攻撃しようとしているのか、それとも、単に助けを求めようとしているにすぎないかが争点となっている事案では、裁判員に防犯カメラの映像を見てもらわないと、いずれの主張が相当か判断できないと思っている。

また、捜査段階の供述を立証することについて裁判所が制限するケースが増えてきていると感じている。公判供述が捜査段階の供述と異なる場合には、捜査段階の供述についても公判に顕出させる必要があるところ、被告人質問において、捜査段階の供述の内容が明確に供述されれば、供述調書まで必要だとは思っていない。しかし、被告人質問において、捜査段階でどのような供述をしていたのか質問しても、

「忘れた。」とか、「覚えていない。」などと言われたり、あるいは、「たしかにそのように言ったけど、それは捜査官の押し付けである。」などと言われたりすることがある。そのような場合には、どのような問いに対し、被告人はどのように答えていたのかといった供述過程を、録音録画媒体で明らかにする必要があると考えている。録音録画媒体については、過度に印象的な判断がなされるという意見もあるが、やはり、どのような問いにどのように答えているのかといった具体的な問答の過程が重要である。

- なお、裁判員裁判ではわかりやすい証拠となっており、このような証拠に慣れてしまうと、裁判員裁判非対象事件でもわかりやすい証拠をとということになるのかもしれない。しかし、実体的真実主義からすると、裁判官は、やはり、証拠物や供述等そのものを証拠として事実認定すべきであろう。
- 最後に、裁判員裁判における求刑の説明方法について補足すると、裁判員裁判実施後の法曹三者による反省会や裁判員経験者との意見交換会などでは、裁判員が求刑の根拠に関する関心が高いと聞いており、求刑をする上で、検察官がポイントとして指摘する情状が量刑にどのように結びついているのか、わかりやすく説明する必要があると考えている。量刑のみが争点となった事件の論告メモについて説明すると、量刑検索システムから出力した量刑グラフを用いていることが多く、公判前整理手続において、法曹三者で検索条件を調整したものを提示している例も多い。その上で、まずは犯情として、行為態様の危険性や、結果の重大性等を指摘して、当該事件がグラフで示された量刑傾向の中で、重い事案なのか、中くらいの事案なのか、それとも軽い事案なのかといった位置付けを説明することになる。その後、一般情状で調整する形で、最終的な求刑の根拠を説明することが多いと

思われる。

ただ、事案によっては、グラフに挙がる事件数が少なすぎたり、裁判員裁判対象事件と非対象事件とが併合されており、特に、非対象事件の求刑の方が重くなる事件等もあるなど、必ずしも量刑グラフによる説明が容易でない場合もあるので、工夫の余地があると考えている。

(酒巻委員)

「思わせぶり冒陳」については、裁判員が理解しやすいようにするための工夫であることはよくわかっているが、刑事訴訟法では、冒頭陳述は証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならないとされている。わかりやすさを追求するあまり、冒頭陳述の本質を損なうことのないように留意する必要がある。また、統合捜査報告書についても、わかりやすさは重要であるが、証拠を改ざんしたり、本来証拠ではないものを作り出したりするようなことになってはいけない。刑事裁判の証拠とはどういうものであるかということをよく考えて、作成する必要がある。

(清野公判部長)

酒巻委員の御指摘はそのとおりであると思っている。統合捜査報告書について、制度施行当初は、証拠の中から必要のない部分を除いていくという形で作成していたが、最近では、意味のある部分だけを端的に示そうということになってきている。冒頭陳述に関しては、例えば「スーパー思わせぶり冒陳」についても、事案の概要のところで証明すべき事実は述べているという説明もできると思うが、いずれにしても、刑事訴訟法が本来予定している姿を意識しつつ、適切にバランスをとっていく必要がある。

(亀卦川公判部副部長)

「スーパー思わせぶり冒陳」の説明をしたが、あくまでも冒頭陳述の一例であり、実務的には、事実をある程度記載した上で証拠を挙げ、着目してもらいたいポイントを記載するという体裁のものも多い。

(内田委員)

枝葉を落として要点に絞ることは重要であると思われる。また、本日の説明を聞いていても、難しい法律用語を用いず、話し言葉でわかりやすく説明されており、裁判員の理解に資するように色々工夫を凝らしていることがよく理解できた。「思わせぶり冒陳」は、裁判員にマインドセットを与えるものだと思う。日本語は、結論先行型の英米語と異なり、後で結論を述べる調整型の言語であるので、裁判員にマインドセットを与えておくことは有用と思われる。なお、刺激が強いので衣服の刺された付近をイラスト化したという話があったが、エビデンスはそのものを見ることが大切であり、検討の余地があると感じた。

(榎井委員)

事実関係に争いがある事案でも、「思わせぶり冒陳」を行うのか。

(清野公判部長)

事実関係に争いがある場合に「思わせぶり冒陳」を用いると、かえって裁判員が理解しにくくなる。そこで、殺意が争われている事案を例に説明すると、凶器の形状や、負傷状況、動機の内容等、殺意を立証するための間接事実を簡潔に記載した上で、対応する証拠を示すといった体裁になる。

(大野オブザーバー)

捜査段階の供述が常に不必要であるとまでは言わないが、取調状況の録音録画媒体については、捜査段階での供述は反対尋問にさらされていないことはもとより、弁護人が立ち会ってすらいらないなど、被告人が置かれている状況が公判での供述と大きく異なること、供述者の供述態度や表情等のインパクトが大きいため、身振り手振りを交えていたなどの印象に引きずられがちであることなどから、事実認定を誤らせる危険が高い証拠ではないか、との意見もあるところである。

また、刺激証拠についても、専門家同士ですら意見が分かれる場合に、専門家

でない裁判官や裁判員が傷の状態を見て的確に判断できるとは思われず、かえって印象的な判断に繋がってしまうのではないか。むしろ、専門家に判断の具体的な根拠を言語化してしっかり説明してもらうことが重要であり、かつ、それで足りるはずである。刺激証拠によって裁判員に強い精神的負担がかかる可能性がある以上、本当に必要性があるかどうかはしっかり吟味する必要がある。
(永井委員)

制度開始当初は、3名ほどの検察官が裁判員裁判に立ち会っており、検察庁の幹部もよく傍聴に来ていたが、最近は一人で立会することもあるように思われる。検事1名で対応する事案でも、他の検察官によるサポートはあるのか。
(清野公判部長)

現在でも、通常は検察官3名の態勢で臨んでおり、最低でも2名態勢としている。裁判員裁判というのは、検察官にとっても良いOJTの機会であり、最大限のサポートをしている。私自身も可能な限り公判を傍聴しており、法廷での具体的な訴訟活動を踏まえながら、公判立会能力の向上を図っていく必要があると考えている。また、刺激証拠については、裁判員等経験者のアンケートを見ても、判断に必要であったのできちんと見ましたなどの肯定的な意見も多い。刺激証拠を取り調べる必要のある事件では、裁判員候補者を多めに選んだ上で、選定手続において、刺激証拠を見ることによって精神的な負担を感じるおそれのある候補者には申し出てもらい、柔軟に辞退を認めることによって対処することができると考えている。

イ 弁護士からのプレゼンテーション

千葉県弁護士会所属の菅野亮弁護士及び大阪弁護士会所属の高山巖弁護士から、次のとおり説明があった。

(ア) 裁判員裁判の審理の現状について

- 多くの弁護士は、わかりやすく、かつ、裁判員に共感してもらえ
る審理を目指して努力しており、具体的には、直接主義、口頭主義が実

現された審理となることを目指している。

- 自白事件の量刑に関する弁護活動についてみると、裁判員制度導入前は、被告人が「若年であること」や「反省していること」など、少しでも有利に働き得ると思われる事情は全て主張することが多かった。しかし、裁判員制度導入時の模擬評議において、裁判員役から、「なぜ若年であることが有利な事情になるのか」、「反省するのは当たり前であり、なぜ有利な事情になるのか」などの疑問が多く出された。このような疑問を受け、従前の弁護方針では、必ずしも被告人の利益にならないことが認識されるようになり、何故、被告人にとって有利な事情と言えるのか、その理由について考え直すなど、弁護活動のプラクティスの見直しが図られるようになった。現在の裁判員裁判では、当該事情が被告人にとって有利となる理由（非難の程度を弱める理由）について説明し、その結果具体的にどのような刑が相当なのかといったことについて、量刑理論に基づき、量刑検索システムも利用した上で弁論を行っている例が多いように思われる。わかりやすく、かつ、裁判員に共感してもらえ主張立証という観点で、プラクティスは大きく変わってきていると思われる。

また、弁論では、弁護人が量刑意見を述べることが一般化してきている。裁判員制度導入前は、検察官の求刑が重すぎると指摘するのみであったが、弁護人が適切であると主張する刑を具体的に指摘することも多くなってきた。最近では、量刑検索システムの登録データも増えており、量刑傾向を踏まえた意見を、具体的に述べるできるようになってきている。

- 否認事件においても同様であり、裁判員制度導入後は、主張する事実の重み、意味付けなどについても考えるようになったと思われる。従前は、捜査段階で作成された書面を大量に請求し、裁判官に読んで

もらうというプラクティスがあったが、裁判員制度導入後は、供述調書を読むくらいなら、証人や被告人から直接話を聴けばよいし、網羅的に聴く必要はなく、争点の判断に必要な限度で質問して証言等してもらえば良いと考えるようになった。

- 冒頭陳述から弁論まで、法廷でのコミュニケーションを大切にしたいと考えており、法廷での証拠調べにおいて裁判員に理解してもらったことを前提に、弁論で裁判員を説得することが大切であると考えている。それゆえ、冒頭陳述から弁論に至るまでの各段階毎に、本当に伝えないといけないことは何か、聞き手が理解できるようにどうすればよいかを考える必要があると思っている。

また、プレゼン的な要素も大事であるが、証拠・事実こそが大事であると考えており、例えば、反省していると話させるだけでなく、保釈を得て被害弁償を行うなど、弁護人として罪体や情状に関して説得的な事実・証拠を積み重ねることが大切であると考えている。

- 一方で、課題も多いと考えており、裁判員等経験者のアンケート等では、弁護人の主張・立証がわかりにくいという評価も多く、個々の弁護活動には問題がある場合もあるように思われる。現に、争っている事実があるのに不用意に書証に同意をする例や、早口で書面を読み上げてしまい事実認定者に主張内容が理解されていない例、獲得目標を明確にせずに漫然と尋問を実施している例、量刑検索システムを使いこなせていない例等も見られる。

- なお、裁判員裁判を通じて、刑事裁判の「あるべき姿」が実現されつつある中、核心司法・公判中心主義の有用性が法曹三者に理解され始めたことで、被告人や証人から直接話を聴くなどの裁判員裁判での運用が非対象事件にも広がりつつあるように思われる。裁判員裁判と同じというわけにはいかないが、裁判員裁判の良い点を非対象事件に

も活かすという意識は、弁護士を含む法曹三者の中で出てきていると思われる。

(イ) 裁判員裁判の蓄積を踏まえて

- 日弁連では、裁判員制度発足後3年目くらいまでは、事案の情報収集を行ったり、経験交流会等で振り返りをする機会を設けたりしていたし、単位会でも、実例をベースにした報告会が活発に実施されていた。しかし、最近では、制度発足当初のような情熱的な取組は見られなくなってきており、日弁連でも、組織的に判決を収集するなどしていない。また、成功事例の報告会や研修は多いものの、反省点を分析する研修が不足しているように感じる。

さらに、多くの単位会においては、個々の事件が終了した後の個別意見交換会も、担当弁護士が参加するにとどまり、弁護士会として個別意見交換会の情報を収集できる状況にはなく、情報の共有・分析ができない状況にある。

- 大阪弁護士会では、年に数回、法廷技術研修や裁判員裁判の経験交流会を実施しているが、研修参加者は減っている。毎年多くの会員が入会するが、受講しない人が増えているという現状にある。裁判員裁判の弁護活動に関する書籍も出版されるようになり、比較的容易に裁判員裁判の弁護活動に関する情報に接することができるようになってきたことが、研修参加者減少の一因となっているのかもしれない。なお、大阪では、裁判員裁判終了後の個別意見交換会に、刑事弁護委員会の委員がオブザーバー参加でき、その結果が大阪弁護士会に集約されるという仕組みになっている。また、大阪弁護士会では、裁判員裁判の判決を収集し、量刑データベースを作成している。もっとも、弁護人から協力が得られない場合もあり、十分とはいえない。これ以外に、大阪では、法曹三者での協議会のほかに、裁判所と検察庁、裁

判所と弁護士会の二者協議が年4回実施されており、三者協議会よりも突っ込んだ議論を行っている。

(ウ) 裁判員裁判の国選弁護態勢

○ 裁判員裁判対象事件の国選弁護人名簿の登載要件は、単位会ごとに異なる。大きな傾向で見ると、規模が大きい単位会では、名簿登載に当たって研修受講を義務付け、その後も定期的に研修受講を義務付ける形で運用されている例が多いように思われる。他方、規模が大きい単位会では、弁護士全員で事件を回していこうという発想があり、会員間の負担を平等にするという観点から研修の義務化という議論は進んでいないように思われる。もっとも、このような規模の単位会では、会員同士の顔が見えており、適切な人が適切な事件を担当できるよう事実上調整が図られているため、どちらが優れているということにはならないと考えている。

○ 千葉県弁護士会では、1年目の弁護士は裁判員裁判を担当できず、裁判員裁判を担当するには、登録2年目以降であること、法廷技術・公判前整理手続に関する研修を受講していることが要件となっている。また、複数選任時には、1人目の弁護人が新人の場合には、2人目の弁護人については、一定の年数・裁判員裁判経験数がある弁護士を選ぶなど、若手と若手の組合せにならないようにしている。

なお、近年、比較的多くの裁判員裁判を担当した弁護士が増えてきているが、これまでの自分のやり方で大丈夫であるなどと変に自信を持ってしまうおそれがあるので、この点は弁護士会として取り組まなければならない課題であると感じている。

○ 大阪弁護士会では、裁判員裁判対象事件の国選弁護人名簿への登載に当たって、刑事弁護委員会が指定する研修の受講を義務付けている。もっとも、登載後の研修については義務付けていないので、弁護人の

質の担保が課題と考えている。

また、複数選任については、二人とも裁判員裁判の経験が乏しい弁護人になってしまうと、被告人の防御の観点から不安があるという指摘があったことから、二人目の国選弁護人を推薦する際には、国選弁護人2名の裁判員裁判経験数が合計で5回以上となるようにするというルールを設けた。

裁判員制度導入から9年以上が経ち、裁判員裁判を多数経験した弁護士も増えてきているが、必ずしも経験数に伴って技量が上がっていくわけではない。弁護士会は組織的な統一を図ることが難しい面はあるものの、今後、裁判員制度が10年、20年と続く中で、各弁護士の質をどのように高めていくかが課題と感じている。

(今田委員)

裁判員裁判だけでなく、非対象事件の弁護活動にも変化があったという説明があったが、その点について補足して説明してほしい。

(高山弁護士)

裁判員裁判では、口頭主義・直接主義の理念から、書面を読むのではなく、証人から直接話を聴き、被告人も自ら口頭で供述することが一般的であるが、非対象事件においても、弁護人が供述調書に同意せず、法廷で尋問等を行ってほしいと希望すれば、人証中心の審理が行われるようになった。また、弁論についても、裁判員裁判と同様に、裁判官にその場で理解してもらえるような工夫を行うことが増えてきている。傍聴席から見て何をやっているのかがわかる法廷、表現が適切ではないかもしれないが、「いきいきとした法廷」が、非対象事件でも実現できるようになってきている。

(榊井委員)

裁判員裁判について、弁護士会内の組織的な情報収集や分析等が低調になってきているということであったが、現状を改善するためにはどのようなことが

考えられるのか。また、若手が積極的に裁判員裁判に関わるようになるためにはどのようなことが考えられるのか。

(菅野弁護士)

1点目については、判決等の収集には、個人情報の問題がある上、個々の弁護士から協力を得られないこともあり、この点についてなかなか改善は難しい。もっとも、量刑検索システムを使えるようになったことで、それまでは勘や経験に頼っていた量刑について、客観的データに基づいて説得的な弁論ができるようになったように、可能な範囲で裁判所や検察庁が保有する情報について共有できれば有り難いと思っている。2点目については、若手弁護士の中にも熱意をもって裁判員裁判に取り組んでいる者や、興味を持っている者がいる。今後もこのような弁護士が増えていくことを望んでいる。

(高山弁護士)

1点目については、検察庁と異なり、弁護士会には十分なデータベースがなく、弁護士は一から自分で考えることになるので、個々人のチャレンジ、成功例、失敗例を集約することができないという点で、成長しにくいという問題点があると思われる。2点目については、裁判員裁判は、関心のある弁護士にやってもらえればよいと考えている。裁判員裁判の弁護活動を行うためには、専門的訓練が必要であり、相応の意識を持っている人が携わるべきものではなかろうか。

(神山委員)

弁護の質について弁護士間の格差が広がっているということは間違いないと思っている。もっとも、刑事弁護は、被疑者・被告人の権利に直接関わるので、やる気のない弁護士に無理に担当させるべきではなく、やる気のある弁護士を育てていくべきと思っている。そのためには、非対象事件でも、裁判員裁判で行われているような取組を進めていき、刑事弁護の面白さ、やりがいを広げていくことが必要と考えている。

また、弁護士の研修について言えば、裁判員裁判用の国選弁護人名簿に登載するための基礎的な研修が広く実施できるように、単体会独自で基礎的研修が実施できない場合には、これに代わる研修を日弁連で実施するなど、名簿登載の基礎的な環境を整えるべき時代になっていると考えている。このほかに、単体会間の競争を促すことで、弁護活動の質を向上させることも考えられる。

(5) 次回以降の予定等

次回の懇談会は本年の秋頃に開催する予定とし、具体的な日程については追って調整することとされた。